

決議 11.17 (CoP16 で改正) * [仮訳]

国の報告書

第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で改正された取引の年次報告書および監視に関する決議 9.4（改正）を想起し、

条約第 8 条 7 項の規定に従い条約の施行における定期報告書を提出するという締約国の義務を考慮し、

条約の施行状況および附属書に掲げる種の標本の合法・違法国際取引の水準を監視する手段としての国別報告書の重要性を認識し、

締約国の国別報告書が可能な限り完全かつ比較可能である必要性を認め、

条約第 12 条 2(d) 項の規定により、事務局は締約国の定期報告書を研究しなければならないことを考慮し、

この義務を果たすなかで、事務局との契約のもとで UNEP 世界自然保護モニタリングセンターが提供する貴重な支援の価値を認め、

コンピューターの使用が、条約施行に関する取引統計および情報をより有効に扱うことに役立つことに留意し、

条約締約国会議は

全締約国に対し、第 8 条 7(a) 項の規定に従い期限である翌年の 10 月 31 日までに要求される年次報告書を、事務局が配布し、常設委員会の同意を得て時折改定することがある「CITES 年次報告書の作成並びに提出に関するガイドライン」の最新版に従い提出するよう促す。

全締約国に対し、第 8 条 7(b) 項の規定に従い必要とされる報告書を、第 17 回締約国会議から、締約国会議の 1 年前に、事務局が配布する「報告書書式」に従い提出するよう促す。書式は時折、常設委員会の同意を得て改訂される。

複数の管理当局を持つ締約国に対し、可能な限りの範囲で、調整のとれた年次報告書を提出するよう、さらに促す。

条約第 8 条 7 項の規定に従い要求される国別報告書を通じて求めることができない追加情報が必要な場合、締約国会議が締約国に対して特別報告書を提出するよう求めることがあることを認める。

条約国会議は特別報告書を要求するときに、報告の負担を不必要に追加する可能性を避けるために、適宜、特別報告書に期限を設けることを考慮すべきであることを認める。

条約の各締約国に対し、第 14 条 3 項の意味での地域取引協定に加盟している場合、条約第 8 条の記録並びに報告の義務が地域取引協定の規定と直接的かつ両立不可能な形でくい違う場合を除き、年次報告書にその地域取引協定の他の加盟国との間での附属書 I、II、および III に掲げる種の標本の取引に関する情報を盛り込むよう勧告する。

条約の第 8 条 7 項及びこの決議に従い年次報告書を編集する際、締約国は年間輸出割当量に従った取引の報告に特に注意を払うことを勧告する。報告書は、対象種について割当量のレベルと、実際に輸出された量を示す必要がある。前年の割当量で得られた標本について、報告年に許可された取引の場合、年次報告書に反映されるべきである。

あらゆる締約国に対し、国別報告書作成のコンピュータ化の可能性、また、そのような報告書の電子書式による提出の可能性を考慮するよう促す。

国別報告書の定期的作成並びに提出に関して問題を抱えている締約国に対し、それら報告書の作成に関し、事務局の援助を求めるよう、さらに促す。

条約の下、情報管理と同様に取引の認可および報告のためのコンピュータ・プログラムの研究または開発を行う締約国は、システムの最適な調和並びに互換性を確保するため、互いに、また、事務局と協議するよう勧告する。

次のとおりに決定する。

- a) 年次報告書を期日の翌年の 10 月 31 日までに提出できない場合、それは条約の実施に関する重大な問題を構成し、事務局は決議 11.3 (Cop16 で改正) に従い常設委員会にその解決策について問い合わせる。
- b) 締約国が期日前に事務局に十分な正当化理由を含む書面による要請を提出することを条件として、国別報告書の提出に関する 10 月 31 日という期日の妥当な期間の延長を求める締約国からの有効

* 第 12 回、第 13 回および第 14 回締約国会議で改正され、第 15 回締約国会議の後に事務局により訂正。続いて第 16 回締約国会議で改正。

な要請を事務局は承認することができる。常設委員会に対し、条約第8条7(a)項で求めている年次報告書を、当決議で示す期限（または延長された期限）内に提出することを3年連続で怠り、その理由を示す十分な資料を提示しなかった締約国を、事務局が提示する報告書に基づき確定するよう命じる。

条約第8条7(a)項で求めている年次報告書を当決議で示す期限（または延長された期限）内に提出することを3年連続で怠り、それを正当化する十分な証拠も提示しなかったと、常設委員会が確定した締約国と

のCITES掲載種の標本の取引を許可しないよう締約国に勧告する。

全締約国並びに条約の目的の推進に関心を持つ政府間組織並びに非政府組織に対し、事務局の取引監視業務および事務局との契約のもとで請け負われるUNEP世界自然保護モニタリングセンターの取引やその他の監視業務を支援するため、事務局に対する寄付を行うよう訴える。

決議9.4(改正)(フォートローダーデール、1994年、ハラレ、1997年で改正) - 「取引の年次報告書および監視」を廃棄する。 ■